

意見募集手続き（平成27年1月20日）
小野市子ども・子育て支援事業計画（案）

小野市子ども・子育て支援事業計画書（案）

（未定稿）

平成27年3月
小野市

目次

第1章 計画策定の概要

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第3章 計画の基本理念

第4章 計画の内容

第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保計画

第6章 すこやか親子おの21・II計画

第7章 計画の推進

資料編

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、本市の未来を創る貴重な存在です。地域社会の希望を託す子どもたちが健やかに成長でき、子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、地域社会全体で取り組むべき再重要課題となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。本市においても平成12年3月策定の「子育て支援ひまわりプラン（小野市児童育成計画）」から、平成17年3月に「小野市次世代育成支援対策行動計画／ひまわりプランⅠ」を策定し、平成22年3月には「小野市次世代育成支援対策（後期）行動計画／ひまわりプランⅡ」により、子どもの視点、親の視点、地域の視点を踏まえた子どもたちの健やかな成長、すべての子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりをめざして取り組んできました。

しかしながら、少子化や核家族化は依然として進行し、市街地への集住と地域コミュニティ力の低下、晩婚化と出産の高年齢化、就労環境の厳しさや多様化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、第一義的に「子どもは親（保護者）が育てることが基本」ではありますが、ひとり親家庭や経済的な問題を抱える家庭をはじめ、子育ての不安感や孤立感を抱いている家庭が地域とのつながりの希薄化等によって増加し、子育てを地域社会全体で支えていく新たな仕組みの構築が必要となりました。

そこで国では、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から新たな子育ての仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」を進めていくこととしました。

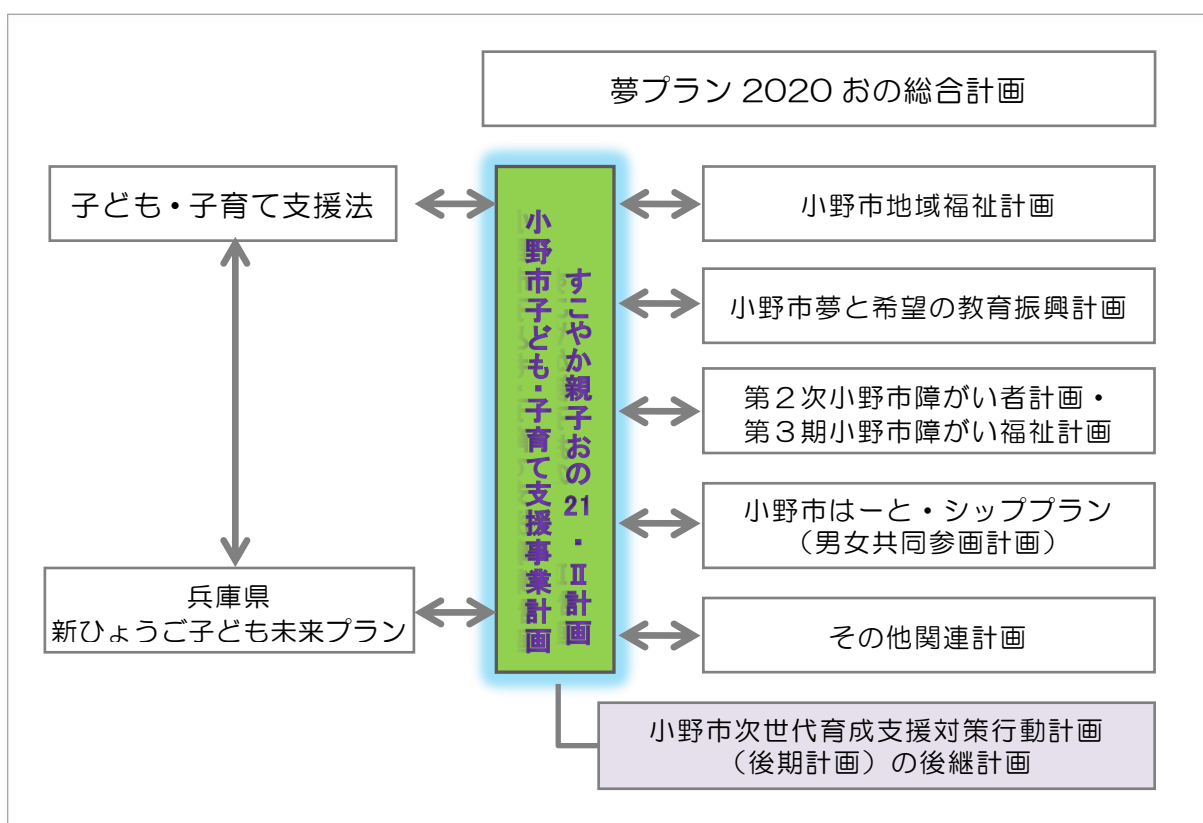
本市においても、すべての子どもが心豊かに成長するために、身近な地域において適切な子育て環境が等しく保障されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、地域の人材を生かした安全で安心な子ども達の活動拠点や良質な学びの場の提供を総合的に推進するため、「小野市次世代育成支援対策（後期）行動計画／ひまわりプランⅡ」の取り組みを引き継ぎます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画として定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「夢プラン2020おの総合計画」が掲げる理念や将来像をもとに、「小野市地域福祉計画」「小野市夢と希望の教育振興計画」「第2次小野市障がい者計画・第3期小野市障がい福祉計画」「小野市はーと・シッププラン（男女共同参画計画）」などの各種計画と整合性を保ち、特に本計画の事業計画施策体系上、関連性が顕著な「すこやか親子おの21・Ⅱ計画」を本計画書中に包括することにより連携の強化を図ります。

【計画の位置付けイメージ（他計画との関係図）】



3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画の期間とします。

なお、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定による認定の状況を踏まえ（同規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合）、計画期間の中間の年度（平成29年度）を目安として、必要な見直しを行うことがあるものとします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
小野市次世代育成支援対策行動計画									
					小野市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本事業計画の策定に先立ち、就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、子ども・子育てに関する支援制度の利用状況や利用希望（ニーズ）、日常の子育ての実態や本市の子育て環境に対するご意見等について、平成25年12月に「小野市子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

①調査対象

種類	調査対象（平成25年11月11日現在）
就学前児童	小野市在住の就学前児童の保護者 2,218人 ※就学前児童が複数いる場合は、年齢が一番小さい児童のみを対象とした
小学生児童	小野市在住の小学生児童の保護者 2,295人 ※小学生児童が複数いる場合は、学年が一番小さい児童のみを対象とした

②調査期間

種類	調査期間
就学前児童	平成25年12月2日（月）～平成25年12月16日（月）
小学生児童	

③調査方法

種類	調査方法	
就学前児童	① 幼稚園・保育所（園）に通う児童の保護者	在籍園（所）配付・回収
	② ①以外の就学前児童の保護者	郵送配付・回収
小学生児童	① 市内の小学校・特別支援学校に通う児童の保護者	在籍学校配付・回収
	② 市外の小学校等に通う児童の保護者	郵送配付・回収

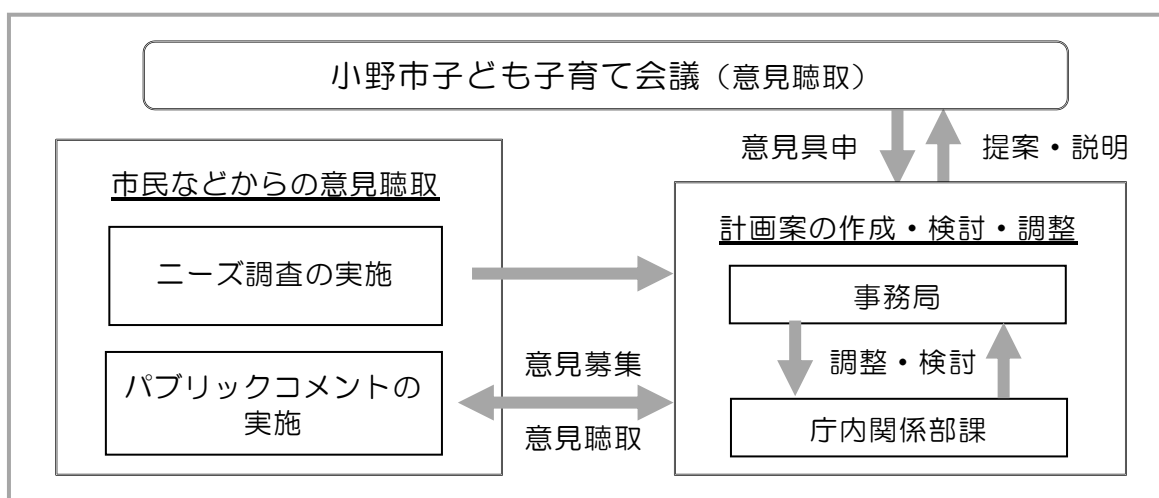
④回収結果

種類	全児童数	配布数(A)	回収数		有効回収数(B)	有効回収率(B) / (A)
				うち無効票		
就学前児童	3,093 人	2,218 件	1,722 件	4 件	1,718 件	77.5%
小学生児童	3,108 人	2,295 件	2,009 件	5 件	2,004 件	87.3%

(2) 小野市子ども・子育て会議における審議

子ども・子育て支援法が施行され、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査するための合議制の機関として、多角的な知見を有する委員15名で構成する「小野市子ども・子育て会議」を設置し、次のとおり審議を行って本事業計画を策定しました。

(小野市子ども・子育て会議条例…平成25年9月30日公布／条例第13号)



H27.1.20「小野市子ども・子育て支援事業計画（第1章）」案

小野市子ども・子育て会議の開催状況（概要）

回次	開催年月日	主要議事・審議内容
第1回	平成25年11月11日（木） 午前10時00分～12時00分	委員委嘱式 子ども・子育て支援新制度の概要 アンケート調査の実施、設問項目・内容の審議
第2回	平成26年2月22日（土） 午後1時30分～3時30分	子ども・子育て支援事業計画の作成・圏域設定 審議 アンケート調査結果単純集計結果の報告
第3回	平成26年4月24日（木） 午後3時00分～5時00分	アンケート調査結果報告書製本化審議（承認） 子ども・子育て支援事業計画期間における児童 数推計値、幼児教育・保育等量の見込み設定審 議 すこやか親子おの21計画取組み結果報告
第4回	平成26年6月14日（土） 午後1時30分～3時30分	子ども・子育て支援事業計画（骨格体系）審議 幼児教育・保育等量の見込み算出値修正審議 次世代育成支援計画成果指標の達成状況報告 すこやか親子おの21・Ⅱ計画案審議（承認）
第5回	平成26年8月4日（月） 午後1時30分～3時30分	子ども・子育て支援事業計画書（骨子案）審議 幼児教育・保育等量の見込み修正値と確保計画 の内容審議 保育の必要性認定基準等4条例案の制定内容 審議（9月議会での議案提出承認）
第6回	平成26年10月16日（木） 午後3時30分～5時30分	子ども・子育て支援事業計画書（素案）の審議 幼児教育・保育等量の見込みと確保計画県協議 暫定値の審議（承認） 次世代育成支援計画の事業評価審議 保育認定選考基準表審議（承認）
第7回	平成27年2月 日（ ） 予定 時 分～ 時 分	子ども・子育て支援事業計画書（案）の審議 幼児教育・保育施設等利用者負担基準額表（案） の審議 新制度開始に伴う影響調査・情勢分析

(3) 事業計画書（案）に係るパブリックコメントの実施

本事業計画の策定にあたり、平成27年1月に市民からの意見公募手続き（パブリックコメント）を下記の要領で実施し、広範な意見を聴取して結果の反映を行います。

実施期間：平成27年1月20日（火）～平成27年2月10日（火）

実施方法：市ホームページ上での電子掲載

コミュニティセンター等（10か所）での閲覧配置

（配置場所：子育て支援課、教育委員会事務局、児童館“チャイコム”、福祉総合支援センター、コミュニティセンターおの、コミュニティセンターかわい、コミュニティセンターきすみの、コミュニティセンターいちば、コミュニティセンターおおべ、コミュニティセンター下東条）

（意見）…

5 子ども・子育て支援新制度のポイント

(1) 幼児期の新たな「教育・保育」の給付制度の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」と、家庭的保育事業等の「地域型保育給付」が創設されます。

新制度における「教育・保育」を受ける際は、保護者が申請を行い、子どもの保育の必要性や必要量について、市町村の認定を受けることになります。

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うため、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行います。

対象施設・事業等による区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	年齢	満3歳以上		満3歳未満
	保育の必要性	不要	必要	
保育の必要量		—	保育標準時間／保育短時間	
利用できる教育・保育施設又は事業（原則）	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

(注)「保育の必要性」は、保護者が就労等のため、子どもを家庭で保育することが困難な事由がある場合に認定します。

(注)「保育の必要量」は、保護者の就労状況等に応じて、「保育標準時間（11時間）」又は「保育短時間（8時間）」の認定を行います。

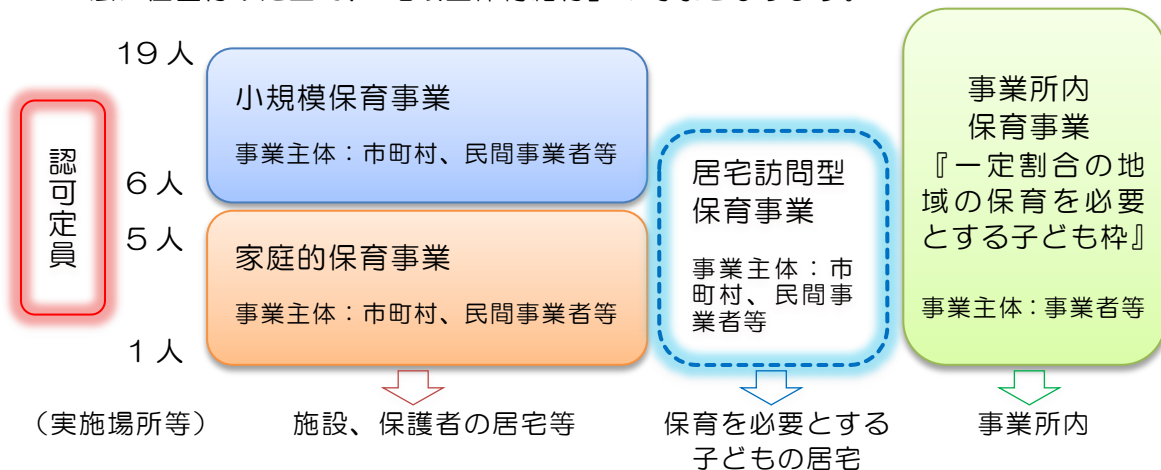
なお、1号認定にかかる「教育標準時間は、4時間程度」とされています。

(注)「認定こども園」4類型のうち、「幼保連携型認定こども園」とは、学校教育法に基づく幼稚園認可と児童福祉法に基づく保育所認可の双方を兼ね備えた、改正認定こども園法に基づく単一の施設（学校及び児童福祉施設）をいいます。

一方の認可基準を満たさない（機能を有する認定）施設は、「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」、幼稚園・保育所のいずれの認可もないが認定こども園としての機能を果たすタイプを「地方裁量型」といいます。

なお、4類型とも財源措置は「施設型給付」で一本化されます。

(注)「地域型保育事業」は下記4類型で、市町村の認可を受けることにより、児童福祉法に位置付けた上で、「地域型保育給付」の対象となります。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じて、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（アフタースクール）などの子育て支援を充実させます。

(3) 市町村が制度の実施主体

新制度の実施主体は、市町村となります。新制度の実施にあたり、本計画＝「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業を実施します。

6 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

